

スタート
しました

介護保険を知ろう

介護支援専門員 (ケアマネージャー)って どんなことをする人

介護を必要としている人にあつた総合的な介護サービス計画作りを担当します。利用者や家族の希望を聞きながら、よりよいサービス提供へつなげるという役割を、本人に代わって行います。

介護保険のサービスに限定されることなく、保険対象外のさまざまなサービスをも組み合わせて、利用者の自立を支援します。

介護支援専門員は、保健・医療・福祉の各分野で5年以上の実務経験があり、筆記試験に合格後、実務研修を修了した人です。

介護施設・訪問看護ステーション・デイサービスセンター・在宅介護支援センターにいます。また、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの「介護保険施設」には、介護支援専門員が必ずいます。



まず、要介護認定の申請をします

介護が必要かどうかをみてもらうために、本人や家族などが次の窓口申請書を提出します。

- ① 役場の保健福祉課(介護保険係)
- ② 介護支援専門員がいる事業所(坂田苑・第二松丘園など)
- ③ 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設)



要介護認定ってなんですか

介護保険のサービスを利用するには、「介護が必要である」と認められなくてはなりません。この判定を要介護認定といいます。

要介護認定は、面接調査の結果と主治医の意見書をもとに、5～6人の専門職による介護認定審査会で行われます。ここで、まず介護保険の対象となるかどうかの審査があり、その対象者がどのくらいの介護を必要とするかという介護度の判定がされます。介護度は、6段階になっていて、これにより、介護保険で利用できる金額が決まります。

■介護度と1ヵ月当たりの介護サービス利用限度額(平均額)

| | | |
|--------------|---|----------|
| 要支援 (虚弱) | ／ | 61,500円 |
| 要介護1 (軽度) | ／ | 165,800円 |
| 要介護2 (中度) | ／ | 194,800円 |
| 要介護3 (重度) | ／ | 267,500円 |
| 要介護4 (最重度) | ／ | 306,000円 |
| 要介護5 (過酷の状態) | ／ | 358,300円 |

要介護の認定は、原則として6ヶ月間有効です。しかし、本人の体の状態(変化)によって、いつでも見直しできることになっています。



もう1枚の新しい保険証

65歳以上の人には保険証が交付されます。介護保険の被保険者であることの証明書になり、要介護認定を申請するときや介護サービスを利用するときに使います。